

議案第15号

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例

加西市学童保育園の設置に関する条例（平成 15 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

長期休業期間中保育料	春季休業日	1 人につき	6,000
	冬季休業日	〃	6,000

を

に改める。

長期休業期間中保育料	春季休業日	1 人につき	6,000
	夏季休業日	〃	15,000
	冬季休業日	〃	6,000

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

学童保育園の利用において、長期休業期間中の料金区分の中に、新たに夏季休業日のみ利用する者の保育料を定めることで、長期休業期間中の保育料の平準化を図るため、所要の改正を行うもの。

【概要】

区分		7月	8月
夏季休業期間 のみの利用	現 行	6,000 円	12,000 円
	改 正 案	15,000 円	